

地方公共団体又は民間団体向け事業

業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO2促進事業 (一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省・総務省連携事業)

(担当:地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事室、自然環境局国立公園課)

30年度予算額(案) 50.0億円

《公募開始時期:4月(予定)》

目的・意義

2030年のCO2削減目標達成のためには、業務その他部門において約4割のCO2削減が必要とされ、このためには分野に関わらず広く業務用施設等において大幅な低炭素化を推進することが必要不可欠です。

本事業では、その促進に必要な以下の事業を実施することで、業務用施設等のネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO2化を促進し、ZEBを含む先進的な業務用ビル等の実現と普及拡大を目指します。

事業内容

1. テナントビルの省CO2促進事業(国土交通省連携事業)

オーナーとテナントが、環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書(グリーンリース(GL)契約等)を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援します。

2. ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携事業)

地方公共団体所有施設及び中小規模の民間業務用ビル等に対しZEBの実現に資する省エネ・省CO2性の高いシステム・設備機器等の導入を支援します。なお、CLT等の新たな木質部材を用いるZEBについて優先採択枠を設けます。

3. 既存建築物等の省CO2改修支援事業(厚生労働省、国土交通省連携事業)

既存の民間建築物等及び地方公共団体所有施設に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援します(地方公共団体においては、リース手法を用いた施設の一括省CO2改修(バルクリース)によるものに限る)。

4. 上下水道施設の省CO2改修支援事業(厚生労働省、国土交通省連携事業)

上下水道施設における小水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備、IoT等を用いた下水処理場の省エネ化のために必要な監視システム、運転制御システム等の導入・改修を支援します。

5. 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業

自然公園法に基づく認可を受けた国立公園内の宿舎事業施設(ホテル、旅館等)に対し、省CO2性の高い機器等の導入を支援します。なお、インバウンド対応のための改修も併せて実施する施設を優先的に採択します。

6. 次世代省CO2型データセンター確立・普及促進事業(総務省連携事業)

抜本的な省エネを実現するデータセンターの構築に要する設備機器等の導入を支援します。

補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. テナントビルの省CO2促進事業(国土交通省連携事業)

補助対象者:テナントビルを所有する法人、地方公共団体等

対象事業:GL契約締結に向けた調査事業及びテナントビルで使用する設備の省CO2改修事業

補助割合:調査費:定額(上限:50万円)

設備導入費:補助対象経費の1/2(上限5,000万円)

2. ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携事業)

補助対象者:建築物を所有する法人、地方公共団体等

対象事業:ZEB実現に寄与する空調、照明、給湯、BEMS装置等を導入する事業

補助割合:補助対象経費の2/3(上限3億円/年、大規模地方公共団体施設は5億円/年)

3. 既存建築物等の省CO2改修支援事業(厚生労働省、国道交通省連携事業)

(1) 民間建築物等における省CO2改修支援事業

補助対象者: 建築物等を所有・管理・運営する法人等
 対象事業: 対象建築物等で使用される設備の省CO2改修事業
 補助割合: 補助対象経費の1/3(上限2,500万円)

(2) 地方公共団体所有施設のリース手法を用いた一括省CO2改修事業(バルクリース)

補助対象者: 小規模地方公共団体(人口25万人未満の自治体)
 対象事業: バルクリースの実施に必要な調査費用、省CO2改修費用
 補助割合: 調査費: 定額(上限: 2,000万円)
 設備導入費: 補助対象経費の1/3(上限: 8,000万円)

4. 上下水道施設の省CO2改修支援事業(厚生労働省、国土交通省連携事業)

補助対象者: 水道事業者・下水道管理者等
 対象事業: 対象施設に対し、再エネ設備、省CO2設備の導入を行う事業
 補助割合: 補助対象経費の1/2(太陽光発電設備のみ1/3)

5. 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業

補助対象者: 自然公園法に基づく環境大臣の認可を受けて宿舎事業を営む民間の公園事業者
 対象事業: 対象施設に対し、再エネ設備、省CO2設備の導入を行う事業
 補助割合: 補助対象経費の1/2(太陽光発電設備のみ1/3)

6. 次世代省CO2型データセンター確立・普及促進事業(総務省連携事業)

補助対象者: データセンターを所有する民間企業等
 対象事業: 抜本的な省エネを実現するデータセンターを構築する事業
 補助割合: 補助対象経費の1/3(地方公共団体連携事業は1/2)

補助対象設備等

	空調	照明	給湯	換気	制御機器	蓄電設備	断熱	再エネ等発電設備	その他
テナントビルの省CO2促進事業	○	○	○	○	○				
ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	○	○	○	○	○	○	○	○	・電源設備 ・コージェネ
民間建築物等における省CO2改修支援事業	○	○	○	○	○				
地方公共団体所有施設のリース手法を用いた一括省CO2改修事業	○	○	○	○	○				
上下水道施設の省CO2改修支援事業					○			○	・高効率モータ ・高効率ポンプ ・インバータ設備等
国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業	○	○	○	○	○			○	
次世代省CO2型データセンター確立・普及促進事業	○				○				・ICT機器等 ・電源機器等

※補助対象設備の詳細な取扱いは事業毎に異なります。詳細は公募要領等の資料を確認ください。

設備の高効率化改修支援事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化事業室、環境再生・資源循環局廃棄物規制課)

30年度予算額(案) 12.0億円
≪公募開始時期:4月(予定)≫

目的・意義

地方公共団体の所有する各種施設や民間の業務用施設では、財政上の理由等から既存設備を限界まで使用し、コスト及びCO2排出量増大のみならず、一層経費を圧迫し、設備投資ができないという悪循環に陥っている。本事業においては、設備全体ではなく、設備の部品・部材の一部を改修し、性能回復させる省エネ対策手法の一般化を図るとともに、PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することでPCBの早期処理を促進し、CO2削減を図る。

事業内容

1. 設備の高効率化改修による省CO2促進事業

地方公共団体・民生部門で使用されている設備の部品・部材のうち、交換・追加により大幅なエネルギー効率の改善とCO2の削減に直結するものに対して、部品等の交換・追加に必要な経費の一部を支援。

2. PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

民間事業者がPCB使用照明器具をLED一体型器具に交換することにより生じるPCB廃棄物の早期処理が確実な場合に限り、照明器具のPCB含有の有無に係る調査費、LED一体型器具の導入及び設置に係る費用の一部を支援。



- ・保温材交換
- ・熱搬送配管の保温・断熱
- ・フラッシュ蒸気回収装置等

部分的な部品交換・追加により設備の稼働効率を回復させ、導入エネルギーの効率的利用に貢献。



PCB使用照明器具
(蛍光灯の例)



LED照明器具

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 設備の高効率化改修による省CO2促進事業

補助対象者: 地方公共団体、民間事業者等

対象事業: エネルギー効率、CO2削減に寄与する部品・部材の交換等の改修を行う事業

補助割合: 地方公共団体 政令指定都市未満の市町村 2/3を上限に補助

都道府県、政令指定都市及び特別区 1/2を上限に補助

民間事業者 資本金1,000万円未満 2/3を上限に補助

資本金1,000万円以上 1/2を上限に補助

2. PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

補助対象者: 民間事業者

対象事業: ①調査事業 ②LED導入に係る事業

補助割合: ① 1/10(上限50万円)② 1/2を上限に補助

補助対象設備

【補助対象事例】

- ・ボイラー設備: 保温材の追加、交換/熱搬送配管の保温・断熱/フラッシュ蒸気回収装置 等
- ・空調設備: インバータ制御装置の追加/熱交換器の交換
- ・蓄電設備: セル電池の交換

水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

30年度予算額(案)10.0億円

《公募開始時期：4月～6月頃(予定)》

目的・意義

温室効果ガス排出量の削減目標達成に不可欠な再生可能エネルギーについては、システムの制約等から導入が進まない地域が存在しています。

将来の再生可能エネルギー大量導入社会を見据え、蓄電池や水素等を活用することで、システムに依存せず再生可能エネルギーを電気・熱として供給できるシステム構築が必要です。

本事業では、再生可能エネルギーを地域で最大限活用する将来像を見据え、自立型水素エネルギー供給システムの導入・活用方策の確立を目指します。

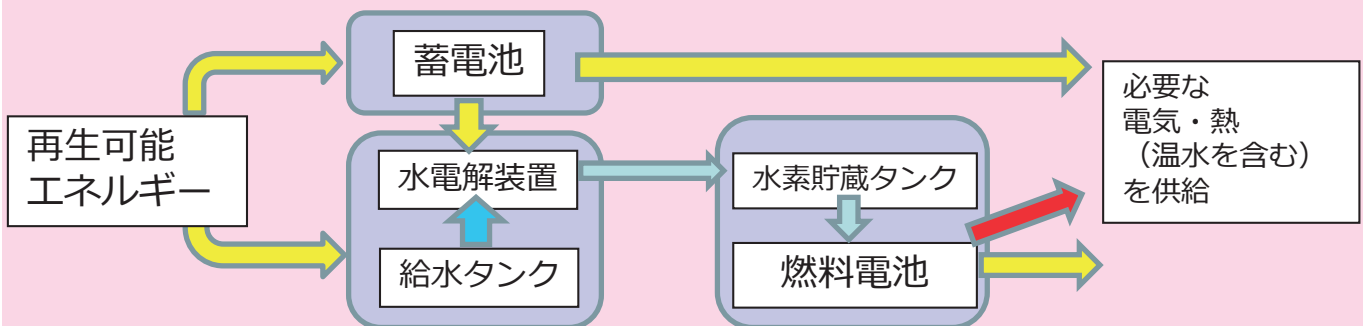
事業内容

【離島以外の地域】

再生可能エネルギー発電設備とともに、①蓄電池、②水電解装置、③水素貯蔵タンク、④燃料電池、⑤給水タンク等を組み合わせ、再生可能エネルギー由来の電気・熱(温水を含む。)をオンサイトで供給するシステムを支援し、水素を活用して再生可能エネルギーを最大限導入・自家消費するモデルを構築する。

【離島型】

再生可能エネルギー発電設備とともに、①蓄電池、②水電解装置、③水素貯蔵タンク、④燃料電池、⑤給水タンク等を組み合わせることで、離島における再生可能エネルギーの導入モデルを支援し、水素を活用した離島への再生可能エネルギー導入モデルを構築する。



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者：地方公共団体等
 2. 対象事業：再生可能エネルギーを地域で最大限活用する将来像を見据え、自立型水素エネルギー供給システムの導入・活用方策の確立を目指す事業
 3. 補助割合：対象経費の2/3を上限に補助

補助対象設備

【補助対象設備】

蓄電池、水電解装置、水素貯蔵タンク、燃料電池、給水タンクなど

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)

(担当:地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室)

30年度予算額(案) 65.0億円

《公募開始時期:4月(予定)》

目的・意義

業務用冷凍冷蔵機器については、従来温室効果の高いHFC(ハイドロフルオロカーボン)を冷媒とする機器が多く使用されてきましたが、近年の技術開発により、温室効果が極めて小さい自然冷媒(水、空気、アンモニア、CO₂等)を使用し、かつエネルギー効率の高い機器が開発されています。特に、冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場に使用される中央方式冷凍冷蔵機器並びに小売店舗のショーケース等に使用されるコンデンシングユニットについては、近年先端技術を用いた製品開発が活発に行われており、今後は、このような先端性の高い技術を使用した省エネ型自然冷媒の冷凍冷蔵機器(以下「省エネ型自然冷媒機器」という。)を市場で普及させることが必要となっています。

こうした省エネ型自然冷媒機器を導入することによって、使用時の電力の節減によるエネルギー起源CO₂(エネルギーの使用に伴い発生するCO₂)排出量の削減と冷媒の脱フロン化によるフロン類の排出削減を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るものです。

事業内容

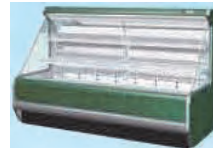
(1)先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器導入補助

冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場及び食品小売店舗(ショーケース等)で用いられる省エネ型自然冷媒機器の導入に対して補助を行います。

①中央方式冷凍冷蔵機器



②冷凍・冷蔵ショーケース等



(2)再エネ電力活用推進のための冷凍冷蔵機器によるDR対応調査検討

2020年度の電力完全自由化に向けて、再エネ余剰電力の効率的活用が求められる中、倉庫業等で設置されている冷凍冷蔵機器を活用したDR(デマンド・レスポンス)導入のためのポテンシャル調査、課題整理をし、DR対応ガイドラインを策定します。

補助・委託内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

補助対象者:民間団体等

対象事業:(1)既存の冷凍空調機器を更新する際、あるいは新設する際に省エネ型自然冷媒機器を導入する事業

補助割合:冷凍冷蔵倉庫・・・中小企業は対象経費の1/2、大企業は対象経費の1/3を上限に補助(工事費を含む)

食品製造工場、食品小売店舗(ショーケース等)・・・対象経費の1/3を上限に補助(工事費を含む)

【委託事業】

委託対象者:民間団体等

対象事業:(2)再エネ電力活用推進のための冷凍冷蔵機器によるDR対応調査検討を行う事業

補助対象設備・委託対象等

【補助対象設備】

(1)先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器導入補助

冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場及び食品小売店舗(ショーケース等)で用いられる省エネ型自然冷媒機器の導入に必要な工事費、設備費、業務費等

【委託対象】

(2)再エネ電力活用推進のための冷凍冷蔵機器によるDR対応調査検討

DR対応調査、DR対応ガイドライン策定に係る経費

L2-Tech(先導的低炭素技術)導入拡大推進事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

目的・意義

30年度予算額(案) 4.8億円
《公募開始時期:5月(予定)》

エネルギー効率が極めて高く、CO2削減に最大の効果をもたらす先導的な低炭素技術を「L2-Tech」と位置付け、地球温暖化対策計画の部門別に重要となる技術を体系化・リスト化し、情報発信を通じた普及の推進、環境省内の補助事業でL2-Tech認証製品の推奨を実施しています。

中長期的対策として、経済成長とCO2削減に寄与する革新的技術の早期社会実装による低炭素技術イノベーションを牽引していく必要があり、2050年80%削減に寄与する技術(新たな要素技術や組み合わせ)の発掘、実証、商用化に向け、稼働実績を蓄積し、早期社会実装を推進します。

また、短期的対策のうち、L2-Techを始めとする先導的なCO2削減技術が既に開発、販売されているものの、それら技術が普及していない分野について、導入に関する様々な障壁と安定稼働に関する情報の収集・公開を通じた展開性の高い導入事例を創出します。

事業内容

(1) L2-Techリストの更新・拡充・情報発信

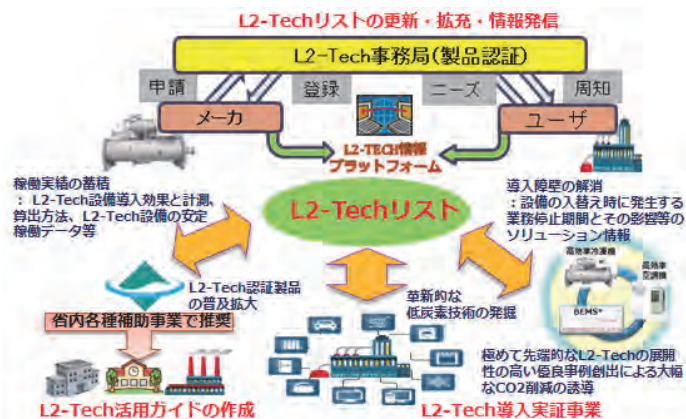
リストの更新、エネルギー消費効率以外の機能でCO2削減につながるもの(NEB:Non Energy Benefit、耐久性等)を合わせた総合的な評価手法の創出を行います。

L2-Tech情報プラットフォームを運用し、最新技術情報が集まる仕組みの構築を通じて、2050年80%削減に寄与する技術情報や優良事例などを集積し、効果的な情報発信を行います。また、「活用ガイド」を活用し、2030年度26%、2050年80%削減の実現に向けた省内の各種補助事業等での効果的な普及を図ります。

(2) L2-Tech導入実証事業

商用化の初期段階で極めて先導的なL2-Techについて導入実証を行い、導入実績や稼働実績を蓄積し、展開性の高い優良事例を公開し、大幅なCO2削減を誘導します。

また、革新的低炭素技術に着目し、新たな要素技術や新たな組み合わせにより大幅なCO2削減を実現する設備・機器を開発・実証し、CO2削減効果を検証し、新たなL2-Techの創造につなげます。



委託内容

1. 対象者:民間団体等
2. 対象事業:
(1)L2-Techリストの更新・拡充・情報発信

補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者:地方公共団体、民間団体等
 2. 対象事業:(2)L2-Tech導入実証事業
 3. 補助割合:対象経費の1/2を上限に補助

補助対象設備・委託対象

- 【補助対象設備】先導的低炭素技術やシステムの導入経費など
【委託対象】L2-Techリストの更新・拡充・情報発信に係る経費など

CO2削減ポテンシャル診断推進事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

30年度予算額(案) 20.0億円
《公募開始時期:5月(予定)》

目的・意義

2030年度のCO2削減目標達成のために、エネルギー使用実態の定量的な把握に基づき、費用効果的な対策を特定するCO2削減のポテンシャル診断は極めて有効です。本事業では、CO2削減ポテンシャル診断及び設備導入支援等を通じて、経済合理的な省CO2対策を事業者に促していくものです。

事業内容

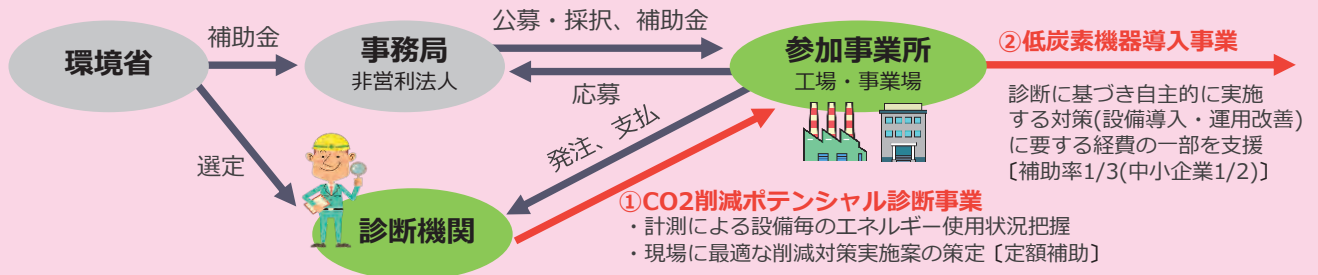
(1) CO2削減ポテンシャル診断事業・低炭素機器導入事業 (補助)

① CO2削減ポテンシャル診断事業

年間CO2排出量3,000t-CO2未滿の事業所を対象に、環境省が選定する診断機関による、設備の運用状況・エネルギー使用状況等の把握及びCO2削減対策案の策定に対して支援を行います。

② 低炭素機器導入事業

①の診断による策定案に基づき20%以上(中小企業は10%以上)のCO2削減量を必達することを条件とし、実施する対策(設備導入・運用改善)のうち設備導入に対して支援を行います。



(2) CO2削減ポテンシャル診断推進事業に係る普及啓発等 (委託)

CO2削減ポテンシャル診断推進事業で得られた好事例等を発信し、工場・事業場に対して普及啓発を行います。また、CO2削減ポテンシャル診断に不可欠な診断機関の質の向上を図るための支援事業等を行います。

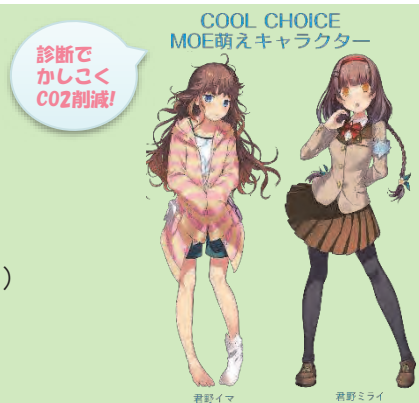
補助・委託内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助 (間接補助)
 1. 補助対象者: 地方公共団体、民間団体等
 2. 対象事業: CO2削減ポテンシャル診断事業・低炭素機器導入事業
 3. 補助割合: [①ポテンシャル診断事業] 定額
[②低炭素機器導入事業] 対象経費の1/3を上限に補助
(中小企業は1/2を上限に補助)

[委託事業]

- I. 委託対象者: 民間企業等
- II. 対象事業: CO2削減ポテンシャル診断推進事業に係る普及啓発等



補助対象設備・委託対象等

【補助対象】

- [①ポテンシャル診断事業] 事業所が診断機関に支払った診断費用
[②低炭素機器導入事業] 空調、ボイラー、産業用ヒートポンプ、冷蔵・冷凍ショーケース、太陽光発電など
(※①の診断事業にて、診断機関からCO2削減効果を担保されることが条件です。)

【委託対象】

診断機関の募集・登録、説明会の実施、診断結果の整理・分析、診断ガイドラインの策定にかかる経費など

地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)

(担当:環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、リサイクル推進室)

30年度予算額(案) 4.0億円
《公募開始時期:4月(予定)》

目的・意義

現在、アジア諸国を中心に世界の廃棄物の量が急増し、喫緊の課題になっています。他方で、大量に発生する廃棄物はエネルギーを生む重要な資源であり、資源循環と気候変動の統合的取組の必要性がG7や循環基本計画等において指摘されています。2016年に発効した「パリ協定」等を踏まえれば、廃棄物分野における徹底的な気候変動政策の推進が国内外で不可避となっています。

こうした状況を踏まえ、本事業では、国際的にもニーズの高い我が国の地域循環圏・エコタウンについて、低炭素化及び地域資源循環の高度化に資する地方公共団体等の取組を支援し、循環産業の海外展開も一層促進できる循環分野での地域循環圏モデルの確立・高度化を後押しします。

事業内容

低炭素化に貢献する地域循環圏の構築に向け、各類型パターン(①里地里山里海地域、②都市・近郊地域、③動脈産業地域、④広域地域)に属する地域において、食品、バイオマス、プラスチック等の素材に着目した地域循環圏プランを作成し、地球温暖化対策地方公共団体実行計画等に位置付けることを支援します。

イメージ

地域の資源循環の高度化及び低炭素化に資する自治体の実現可能性調査(FS)・事業計画策定を支援

家庭等からの
食品残渣



紙・プラス
チック等



廃電気製品等



FS・事業計画策定

地方公共団体

補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者:地方公共団体
 2. 対象事業:地域資源循環の高度化及び低炭素化に資する地方公共団体のFS・事業計画策定を行う事業
 3. 補助割合:定額(上限2,000万円)

補助対象経費

【補助対象】

FS・事業計画策定を行うために直接必要な人件費及び業務費等

省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業

(担当:環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室)

30年度予算額(案)16.0億円

《公募開始時期:4月(予定)》

目的・意義

集合住宅等に設置されている大型浄化槽の処理工程上で使われている機械設備(ブロワ、水中ポンプ、スクリーン等)の省エネ化については、小型浄化槽と比べて比較的遅れています。

このため、既に設置されている中・大型浄化槽に付帯する機械設備を省エネ改修するとともに、特に古い大型浄化槽自体を省エネ浄化槽に交換することにより、浄化槽システム全体の低炭素化を大幅に図るとともに、老朽化した中・大型浄化槽の長寿命化を図ります。

事業内容

51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる省CO₂型の高度化設備(高効率ブロワ、インバータ制御装置等)の導入・改修および、101人槽以上の旧構造基準の既設合併処理浄化槽(ブロワを使用するものに限る)の省CO₂型浄化槽への交換について、経費の1/2を補助します。

大型浄化槽 省エネルギーシステム導入支援

浄化槽設備では
浄化槽本体の入替え



大型浄化槽の機械設備の例

<高効率ブロワ>



<スクリーン>



<インバータ制御装置>



○高効率ブロワ等
○インバータ装置、
タイマー等の
省エネ運転設備
など

エネルギー起源CO₂の排出抑制

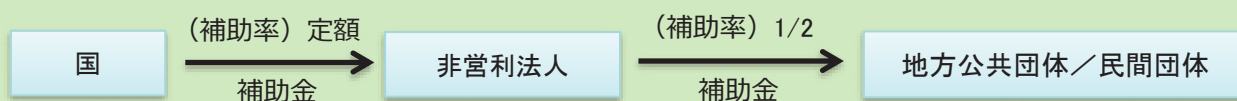
補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者: 地方公共団体、民間団体(企業、個人事業主、公益法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人など)
2. 対象経費 ※詳細は下記(補助対象設備)を参照
 - ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる省CO₂型の高度化設備の導入・改修費
 - ② 101人槽以上の旧構造基準の既設合併処理浄化槽の省CO₂型浄化槽への交換費用
3. 補助割合: 対象経費の1/2を補助



補助対象設備

[補助対象設備]

- ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる省CO₂型の高度化設備 ※1
- ② 101人槽以上の旧構造基準の既設合併処理浄化槽 ※2 の省CO₂型浄化槽への交換

※1 高効率ブロワ、インバータ制御装置等。

※2 ブロワを使用するものに限る。

木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業(経済産業省連携事業)
(担当:自然環境局自然環境計画課)

30年度予算額(案) 5.0 億円

《公募開始時期:4月(予定)》

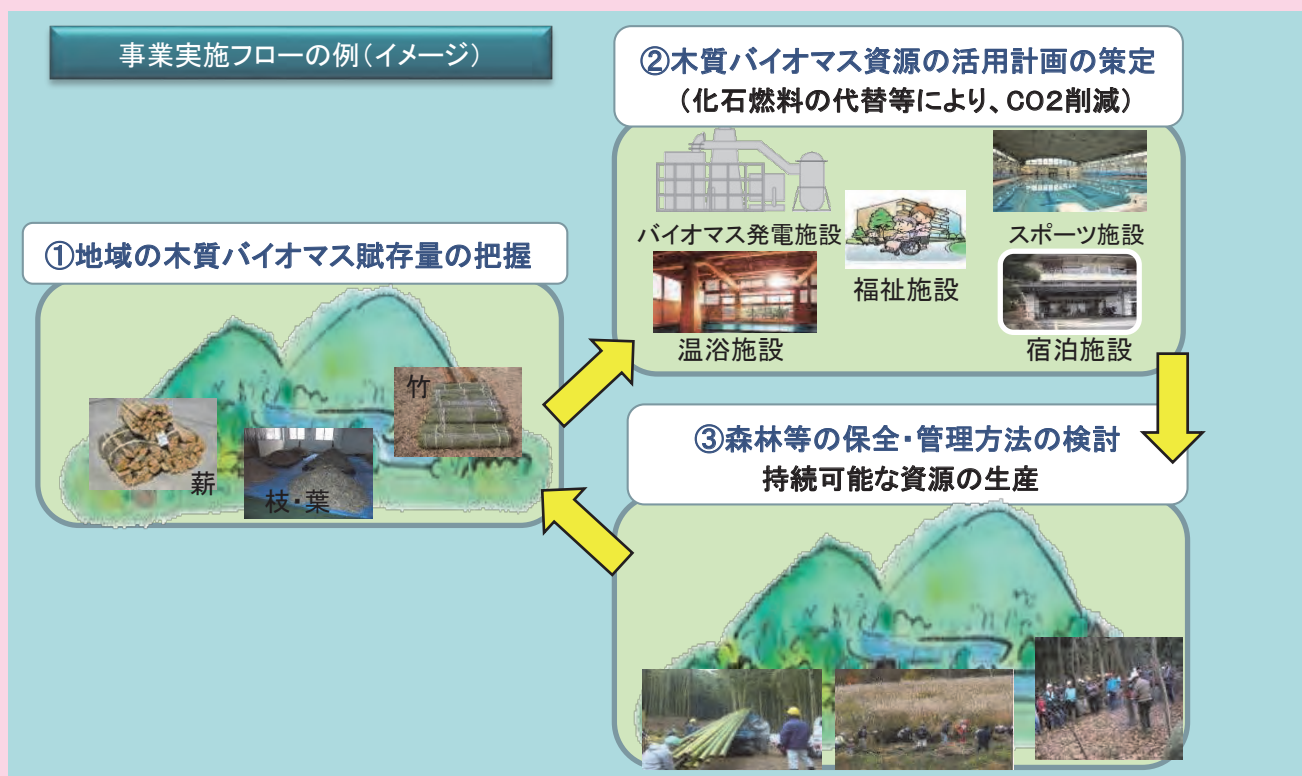
目的・意義

我が国は、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で26%減としており、この目標達成に向け再生可能エネルギーの更なる導入促進が求められています。

本事業では、荒廃した森林や里山等に過剰に蓄積されている木質バイオマス資源を持続的に有効活用する計画を策定することで、地域における地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に貢献することを目的としています。

事業内容

- ・地方公共団体に存在する木質バイオマスの賦存量及び持続可能な利用量を把握し、活用方針を策定することで、有効かつ持続的な木質バイオマス資源の活用が可能となります。
- ・木質バイオマス資源を活用した再生可能エネルギー設備導入に向けて実現性のある事業計画を策定することで、「低炭素・循環・自然共生」の総合的な達成が図られます。



補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者:地方公共団体
2. 補助割合:都道府県(政令市を含む) 定額 (上限2,000万円)
市町村(特別区を含む) 定額 (上限1,500万円)

補助対象事業

森林等に賦存する木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー使用設備の導入等に向けた調査の実施及び計画の策定事業

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 (一部経済産業省・農林水産省連携事業)

(担当:総合環境政策統括官グループ環境計画課低炭素地域づくり事業推進室、
地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、
水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室、
自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室)

30年度予算額(案) 54.0億円

《公募開始時期:4月(予定)》

目的・意義

平成28年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれました。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にあります。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要があります。

事業内容

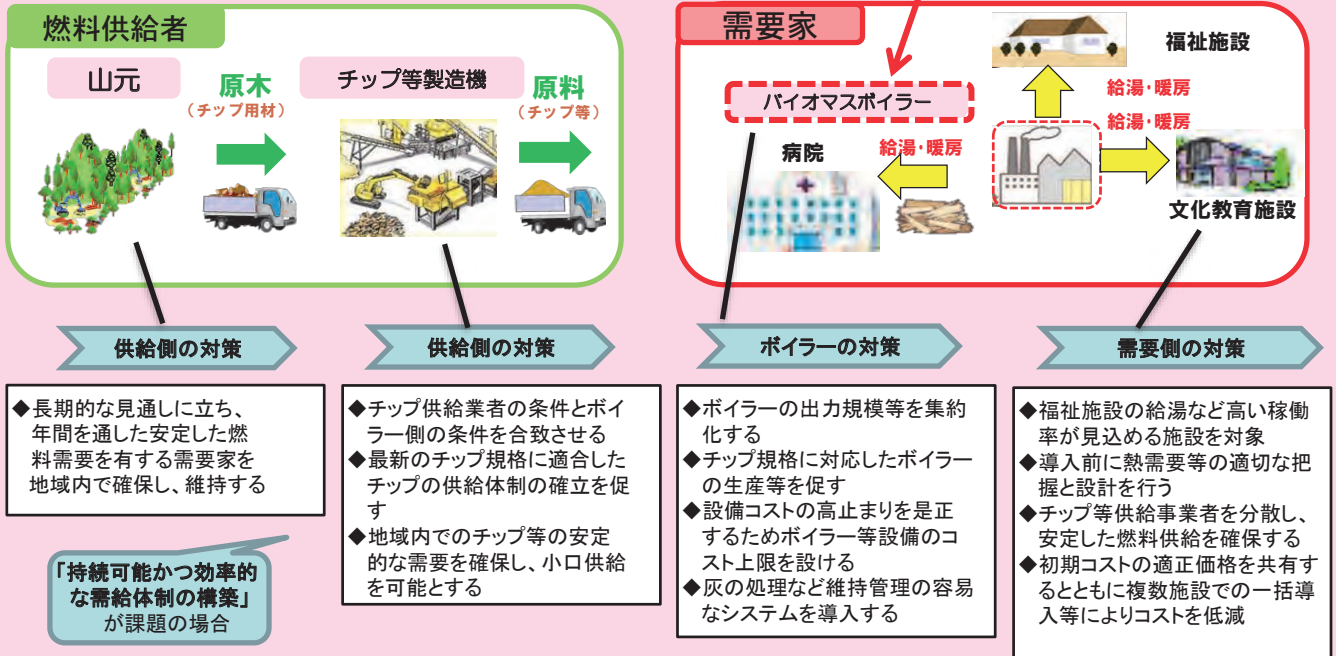
地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地等への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助します。

対象となる事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いもの等に限定します。

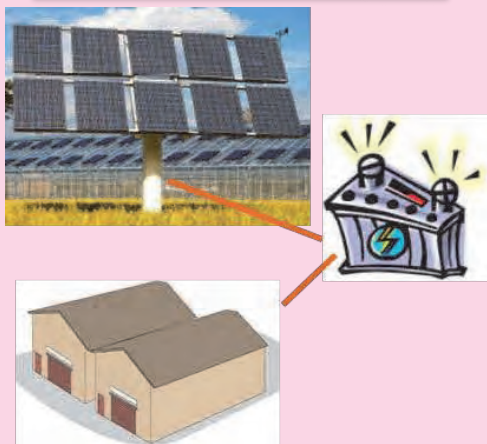
1. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入促進事業(経済産業省連携事業)
2. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入事業化計画策定事業
3. 温泉熱多段階利用推進調査事業
4. 離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備導入促進事業
5. 熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業
6. 再生可能エネルギー事業者支援事業費(経済産業省連携事業)
7. 再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業(農林水産省連携事業)
8. 蓄電・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー自家消費推進事業

事業イメージ

(木質バイオマスの例)

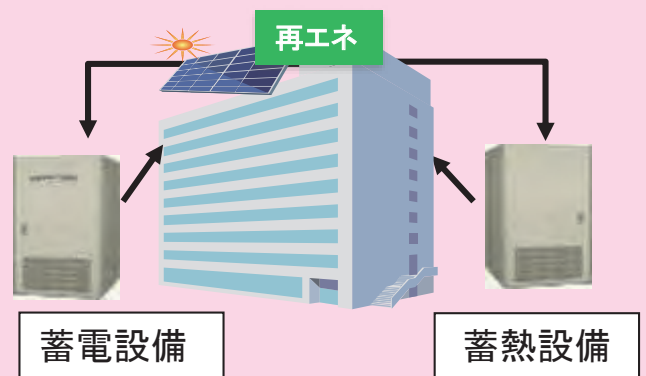


(営農前提の導入例)



農地周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備（動力設備、冷蔵冷凍設備）等への供給

(蓄エネ等の導入活用事業の例)



蓄エネにより再生可能エネルギーの自家消費を促進

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入促進事業

補助対象者: 地方公共団体等

対象事業: 再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備又は発電・熱利用設備の導入を行う事業

補助割合: 1/3、1/2、2/3

2. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入事業化計画策定事業

補助対象者: 地方公共団体等

対象事業: 再生可能エネルギーを利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業

補助割合: 定額(上限1,000万円)

3. 温泉熱多段階利用推進調査事業

補助対象者: 地方公共団体等

対象事業: 既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査するための設備を整備し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する事業

補助割合: 定額(上限2,000万円)

4. 離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備導入促進事業

補助対象者: 地方公共団体、民間事業者等

対象事業: 本土と送電線で系統連系されていないオフグリッド型の離島において、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備又は発電・熱利用設備、再生可能エネルギーの活用を推進するための蓄電設備若しくは蓄熱設備等(※)又はこれらの設備を組み合わせて導入を行う事業

※家庭用・業務用の省エネヒートポンプ給湯器、冷熱・温熱蓄熱設備、家電、業務用設備、エネルギーマネジメントシステム、既存の蓄電技術の改修・遠隔操作技術付与、蓄電技術の増強、電気自動車に充電する設備、自営線等

補助割合: 2/3

5. 熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業

補助対象者: 地方公共団体等

対象事業: 既存バイオマス熱利用設備等の余剰熱等を有効利用し、地域への面的な熱供給を行う場合において、熱供給範囲の拡大に必要な導管等の設備の導入を行う事業

補助割合: 1/2、2/3

6. 再生可能エネルギー事業者支援事業費

補助対象者: 民間事業者

対象事業: 再生可能エネルギー発電設備、温泉熱利用設備又は発電・温泉熱利用設備の導入を行う事業

補助割合: 1/3、1/2、2/3

7. 再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業

補助対象者: 地方公共団体、農業者、民間事業者等

対象事業: 営農を前提として、農地等に再生可能エネルギー発電設備等の導入を行う事業

ア 再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム事業化計画策定事業

補助割合: 定額(上限1,000万円)

イ 再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム導入事業

補助割合: 1/2

8. 蓄電・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー自家消費推進事業

補助対象者: 地方公共団体、民間事業者等

対象事業: 再生可能エネルギーの自家消費を促進するため、既存又は改修時の建築物に設置する業務用の蓄熱設備(ヒートポンプ給湯器、冷熱・温熱蓄熱設備等)、蓄電設備(新設又は改修)、エネルギーマネジメントシステム、電気自動車に充電する設備の導入を行う事業

補助割合: 1/2

補助対象経費

1. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入促進事業

事業を行うために必要な設備費、工事費及び事務費並びにその他必要な経費

2. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入事業化計画策定事業

事業を行うために直接必要な人件費及び業務費並びにその他必要な経費

3. 温泉熱多段階利用推進調査事業

2. に同じ

4. 離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備導入促進事業

1. の経費及び業務費

5. 熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業

1. に同じ

6. 再生可能エネルギー事業者支援事業費

1. の経費及び業務費

7. 再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業

ア 再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム事業化計画策定事業

2. に同じ

イ 再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム導入事業

1. の経費及び業務費

8. 蓄電・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー自家消費推進事業

1. の経費及び業務費

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業

(担当:総合環境政策統括官グループ環境計画課低炭素地域づくり事業推進室、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

30年度予算額(案) 32.7億円

《公募開始時期:4月(予定)》

目的・意義

「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)では、国の目標として2030年度に2013年度比で温室効果ガス26%減、うち地方公共団体を含め「業務その他部門」では約40%減と掲げられています。

地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して、地球温暖化対策推進法に基づき義務付けられている「地方公共団体実行計画事務事業編(以下「事務事業編」という。)」を策定し、PDCA体制を通じて公共施設等からの温室効果ガス排出の削減に努めるとされています。

そこで、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、公共施設のCO₂排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するように促すことを目的としています。

事業内容

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

- ・事務事業編の策定・改定
 - ・事務事業編に基づく取組の強化・拡充(省エネ診断等)
 - ・取組実行体制の整備(例:首長トップとした本部設置)
- 等に必要となる調査・検討に係る費用を補助します。



事務事業編の
改定・強化

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

先進的な取組を行おうとする地方公共団体に対して、公共施設(庁舎等)への設備導入を補助します。



3. 地域におけるLED照明導入促進事業(平成29年度からの継続事業に限る)

人口25万人未満の地方公共団体の地域を対象に、LED化が進んでいない道路灯を含む地域内の街路灯をLED照明に更新するため、リース方式の活用によりLED照明を導入する取付け工事費用を補助します。

補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

補助対象者: 地方公共団体等

対象事業: 事務事業編の強化・拡充や、事務事業編に基づくカーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討等の事業

補助割合: 都道府県・政令市: 対象経費の1/2を上限に補助(上限1,000万円)

政令市未満市区町村・地方公共団体の組合: 定額(上限1,000万円)

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業※

補助対象者: 地方公共団体、その他の法人等

対象事業: 事務事業編に基づき、省エネルギー設備等の導入を行う事業

補助割合: 都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請するリース会社等): 対象経費の1/3を上限に補助

地方公共団体の組合: 対象経費の1/2を上限に補助

その他市区町村:

財政力指数が全国平均以上であれば対象経費の1/2を上限に補助

財政力指数が全国平均未満であれば対象経費の2/3を上限に補助

※公募時に原則3年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能

3. 地域におけるLED照明導入促進事業(平成29年度からの継続事業に限る)

補助対象者: 民間企業等

対象事業: LED照明導入補助事業(取付け工事費用)

補助割合: LED照明を導入する地方公共団体の規模等に応じる。

人口15万人以上25万人未満: 1/5(上限: 1,200万円)

人口5万人以上15万人未満: 1/4(上限: 1,500万円)

人口5万人未満、又は人口5万人以上15万人未満かつ財政力指数0.3未満: 1/3(上限: 2,000万円)

補助対象等

【補助対象経費】

1. 補助事業を行うために必要な人件費及び業務費並びにその他必要な経費

2. 補助事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費

3. 補助事業を行うために必要な工事費及び事務費並びにその他必要な経費

公共施設等先進的CO₂排出削減対策モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

30年度予算額(案) 26.0億円

《公募開始時期：平成30年5月(予定)》

目的・意義

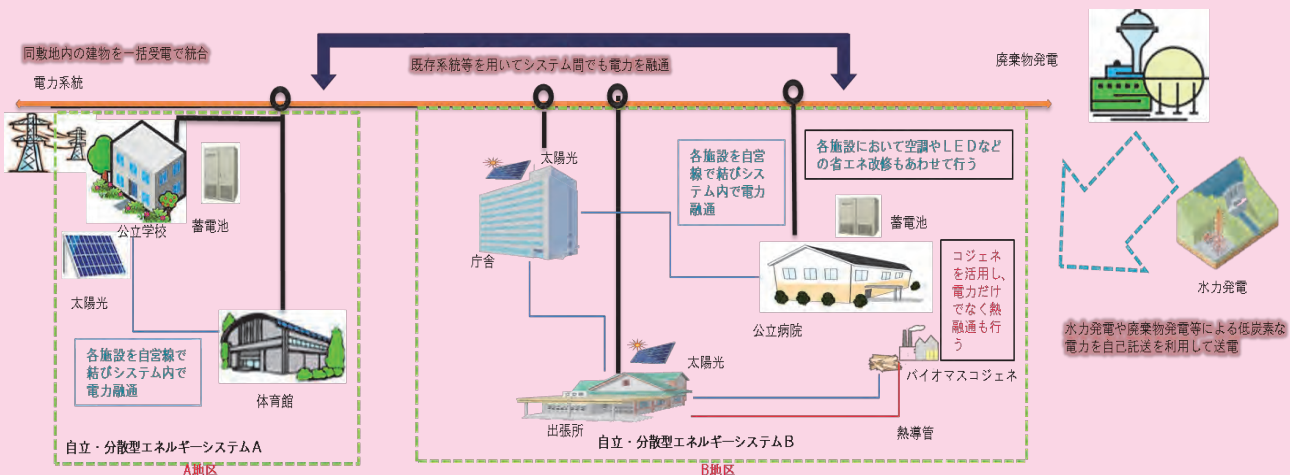
2030年度のCO₂排出削減目標を踏まえ、各地域で徹底したCO₂削減を進めることが必要であり、公共施設についても、再エネの最大限の導入と徹底的なエネルギー消費削減の姿を示していくことが重要です。

一方、現在の取組は施設毎に再エネ又は省エネ設備を個別導入するケースが多く、地域に多数存在する施設全体のCO₂を効率的に削減する事例は多くありません。本事業では、これまでの実証等の成果を踏まえ、公共施設等に再エネを活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入し、併せて省エネ改修等を行った上で地区を超えた地域全体でエネルギー需給の最適化を行うことにより、費用対効果の高いCO₂削減対策を実現する先進的モデルを確立します。

事業内容

公共施設等複数の施設が存在する地区内において再エネ等を活用し、電気や熱を融通する自立・分散型エネルギーシステムを構築します。更に複数の自立・分散型エネルギーシステムを自己託送等によりつないで電気を融通し、固定価格買取制度(FIT)による売電に頼らず自己完結型で再エネ等を効率的に利用します。同時に、個々の施設の効率の低い設備を高効率化し、エネルギー消費量を削減することで、対策コストを削減しながらCO₂削減を行います。

こうした対策により、エネルギー消費量を減らしながら、再エネ等により低炭素なエネルギーの供給を最適化するモデルを構築し、地域内での徹底したCO₂排出削減を行います。



補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者：地方公共団体等
 2. 対象事業：公共施設等に再エネを活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入し、併せて省エネ改修等を行うことで、地区を超えた地域全体で費用対効果の高いCO₂削減対策を実現する先進的モデルを確立する事業
 3. 補助割合：対象経費の2/3を上限に補助

補助対象設備等

【対象事業の要件】

再生可能エネルギー等を活用し、災害時に電力系統からの電力供給が停止した場合においても、自立的に電力を供給・消費できる低炭素なエネルギーシステム（以下「自立・分散型エネルギーシステム」という。）及びその制御技術（需要の制御を含む。）等の技術実証を行う事業であって、下記の要件を全て満たすものを対象とする。

- 一 再生可能エネルギー発電設備（既設を含む）により複数の公共施設等の施設に対し電力を供給すること。
- 二 一の電力を供給するための配電線等を整備すること。
- 三 蓄電池等（既設を含む）を組み込み、一により発電した電力を最大限消費するとともに、系統からの電力供給が停止している場合においても、自立的なエネルギー供給が可能となるシステムを構築すること。
- 四 一から三に定めるシステムを複数構築し、当該システム間での電力融通が可能であること。
- 五 電力（熱供給を併せて行う場合は熱を含む。）を効率的に供給・管理するためのエネルギー需給制御システムを構築すること。
- 六 固定価格買取制度の適用を受けて売電を行わないこと。

【補助対象設備】

対象設備は、次のいずれかの要件に適合したものであること。

- ・再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備
- ・蓄電池及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該蓄電池及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等）
- ・電線、変圧器及び受電設備等電力供給や系統連系に必要な設備
- ・再生可能エネルギー熱供給設備及びその付帯設備（熱導管設備等）（本事業により構築する自立・分散型エネルギーシステム内に熱を供給するものに限る。）
- ・エネルギー需給を制御するためのシステム及び関連設備
- ・省エネルギー設備及びその付帯設備（本事業により構築する自立・分散型エネルギーシステム内の電力若しくは熱需要（消費）を抑制するもの、又は、本事業で構築する自立・分散型エネルギーシステム内の再生可能エネルギー等設備（既設を含む。）の電力若しくは熱の供給量の範囲内でエネルギーを消費し（複数設備を導入する場合はその合計のエネルギー消費量）、かつエネルギー需給を制御するためのシステムの制御下にあるものに限る。）